

営業所専任技術者、現場代理人、主任（監理）技術者の兼務一覧表

○：兼務可 △：条件を満たせば兼務可 ×：兼務不可

営業所専任技術者を現場代理人又は主任（監理）技術者に配置しようとする場合	専任を必要としない工事【※1】		専任を必要とする工事【※2】	
	現場代理人	主任（監理）技術者	現場代理人	主任（監理）技術者
営業所専任技術者	×	△ ※3	×	×

条件により、専任を必要としない工事1件に限り、主任（監理）技術者を兼務することができる【※3】

○：兼務可 △：条件を満たせば兼務可 ×：兼務不可

同一工事内での兼務の可否	専任を必要としない工事		専任を必要とする工事	
	現場代理人	主任（監理）技術者	現場代理人	主任（監理）技術者
現場代理人		○		○
主任（監理）技術者	○		○	

専任を必要とする・しないに関わらず、現場代理人と主任（監理）技術者を兼務することができる

○：兼務可 △：条件を満たせば兼務可 ×：兼務不可

別工事との兼務の可否		B工事				
		専任を必要としない工事		専任を必要とする工事		
		現場代理人	主任（監理）技術者	現場代理人	主任（監理）技術者	
A 工事	専任を必要としない工事	現場代理人	△ ※4(ア)	○	△ ※4(イ)	×
		主任（監理）技術者	○	○	×	△ ※5
	専任を必要とする工事	現場代理人	△ ※4(イ)	×	△ ※4(イ)	×
		主任（監理）技術者	×	△ ※5	×	△ ※5

専任を必要としない工事 同士の場合	条件により、2つの工事の現場代理人を兼務することができる【※4(ア)】
	現場代理人が別工事の主任（監理）技術者を兼務することができる (主任（監理）技術者が別工事の現場代理人を兼務することができる)
	2つの工事の主任（監理）技術者を兼務することができる
一方もしくは両方が専任を必要とする工事の場合	条件により、2つの工事の現場代理人を兼務することができる【※4(イ)】
	現場代理人が別工事の主任（監理）技術者を兼務することはできない (主任（監理）技術者が別工事の現場代理人を兼務することはできない)
	条件により、2つの工事の主任（監理）技術者を兼務することができる【※5】

※1	請負代金額が4,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円) <b>未満</b> で、主任（監理）技術者の配置に専任を必要としない工事のこと
※2	請負代金額が4,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円) <b>以上</b> で、主任（監理）技術者の配置に専任を必要とする工事のこと
※3	<p>以下の(1)～(7)の<b>すべて</b>の条件を満たす場合に兼務が可能</p> <p>(1) 当該営業所において請負契約が締結された本組合発注の建設工事であること</p> <p>(2) 当該営業所が秩父広域市町村圏組合を構成する市町内にあること</p> <p>(3) 当該工事現場に配置する営業所の専任技術者は、専任を要しない主任技術者等（発注した工事の当初請負代金額が4,000万円未満、建築一式工事については8,000万円未満の工事）であること ただし、増額変更契約により専任を要することとなった場合は、要件を満たさなくなったものとし、他の者を配置すること</p> <p>(4) 当該工事現場と当該営業所との間で常時連絡が取り得る体制にあること</p> <p>(5) 所属建設業者との間に直接的かつ恒常的な雇用関係にあること</p> <p>(6) 低入札価格調査を経て契約締結していないこと</p> <p>(7) 設計図書等に営業所の専任技術者を工事現場に配置することができない旨の定めがないこと</p> <p style="text-align: right;"><b>「秩父広域市町村圏組合営業所における専任技術者の配置に関する取扱要領」</b> ・様式第1号 営業所における専任技術者の配置申請書</p>
※4	<p>以下の(ア)、(イ)のいずれかの条件を満たす場合に兼務が可能</p> <p>(ア) 次の条件の<b>すべて</b>を満たす2つの工事</p> <p>a 秩父広域市町村圏組合、組合を構成する市町（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町）又は埼玉県が発注した工事</p> <p>b 工事場所が圏域内（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町）の工事</p> <p>c 請負金額が4,000万円未満の工事</p> <p>(イ) 上記(ア)以外の場合でも、次の条件を<b>すべて</b>満たす工事</p> <p>a 秩父広域市町村圏組合発注の工事</p> <p>b 「秩父広域市町村圏組合建設工事における技術者の専任に係る取扱要領」に基づき、主任（監理）技術者の兼務が認められた工事</p> <p><b>&lt;注&gt;</b> 上記を満たす場合であっても、以下の条件を<b>すべて</b>満たさなければ、兼務は認めません</p> <p>a 発注者と連絡体制が確保されていること</p> <p>b 必ずいずれかの工事に常駐していること</p> <p>c 必要に応じて代行者を配置するなど、安全管理のほか現場の取締りに支障を生じさせないよう配慮がなされること</p> <p style="text-align: right;"><b>「秩父広域市町村圏組合現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領」</b> ・様式第1号 現場代理人兼務申請書 ・様式第2号 現場代理人の常駐規定緩和に係る照会兼回答書 ・様式第5号 現場代理人兼務解除届</p>
※5	<p>主任技術者の配置に専任を要する工事のうち、工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事、かつ工事現場の相互の間隔が10km程度の範囲内にある工事である場合に兼務が可能</p> <p><b>&lt;注&gt; 監理技術者には適用されません</b></p> <p style="text-align: right;"><b>「秩父広域市町村圏組合建設工事における技術者の専任に係る取扱要領」</b> ・別記様式 専任を必要とする主任技術者の兼務届出書</p>